

**平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 9 回会議要旨**

<開催日>

平成 25 年 8 月 19 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

名和田部会長、荻野委員、中原委員、山田委員

事務局（2 名）

大竹主査、担当 1 名

<開会>

【部会長】

では、第 9 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を始めたいと思います。

本日から、部会での評価のとりまとめに入るということで、今回は経常事業のとりまとめを行います。

基本的には、全員が「適当である」としたところは、必ずしも議論しなくてもよいのですが、それぞれ意見をたくさんお出しいただいています。それらの意見を部会としてとりまとめる必要がありますので、それぞれの意見がどういう趣旨であるかを確認しなければなりません。ですので、全員が「適当である」としたところでも意見が寄せられているところについては、部会での意見の方向性を確認しながらまとめていきたいと思っています。

それから、「適当である」という評価と「適当でない」という評価に分かれているところは、どちらを部会での評価とするか決めていかなければなりません。そして、「適当でない」という評価を部会の結論にした場合には、もちろんその理由を明確化して文章化しなければなりません。

また、「方向性に対する意見」や「その他意見」を各委員にお書きいただいています、これを部会全体として議論し、部会の意見とするかどうかということも議論しなければなりません。

ということで、1 事業ずつ進めたいと思いますが、基本的に評価が分かれたところについて、かなり時間をかけていくということになるかと思います。

【委員】

今日は何事業とりまとめる予定ですか。

【部会長】

大体 9 事業を目安にやりましょう。

ちなみに、評価が分かれている事業はいくつありますか。

【事務局】

4 事業ほどあります。

【部会長】

最初に、経常事業 570 番「日本語学習への支援」についてです。

これは全て「適当である」となっていますが、意見がいくつか書かれていますので、それを受けて部会としてどういう意見とするか方向性を定めなければなりません。

「協働」の欄にたくさんの意見が寄せられています。この中で、「16 名受講し、そのうち 3 名だけが活動中ということは、そうしたボランティアフォローが不十分ではないか」という意見があります。鋭い指摘をしていると思うのですが、本当に 3 人というご発言がヒアリングであったのでしょうか。自分の手元のメモに書いていないので気になったのですが。

【委員】

ヒアリングのときに、ボランティア養成講座を 16 人受けて、9 人がボランティア登録をして、4 人がボランティアを経験し、今現在は 3 人だと聞いています。それを聞いたときに、今は 3 人しかいないのに、「多くのボランティア」とまで言っているのかと疑問に感じたのです。

【部会長】

「多くのボランティア」と言っている趣旨を、所管課に確認した方がいいかもしれませんね。確かに、今のお話が本当であれば、少しおかしい感じがします。

【委員】

ボランティア養成講座を 16 人が受けて、9 名が登録して、4 人が実際にボランティアを経験して、今 3 人がボランティアをやっているとお答えになったと思うのですが、それ以外にもボランティアがいるのかもしれませんが。そのことを指して「多くのボランティア」と言っている可能性もあります。

【委員】

私のメモにはそういうことは特に書かれていません。

【部会長】

いずれにしろ、確認した方が良いでしょう。事務局は確認をお願いします。

次に、「受講者の学習成果を測る調査をした方がいいのではないか」という意見があります。これは、ほかの委員も類似の趣旨の意見を付けているようお見受けします。学習成果が上がっているかどうかということをもう少しきちんと評価した方がいいのではないかということです。そのことは、外国籍の方と地域の方々とのコミュニケーションがしっかり取れていて、フィクションが少なくなることが望ましいという趣旨の意見ですね。日本語学習支援によって、実際のコミュニケーション能力が向上するはずであるということが前

提の意見です。

私は以前留学をしたことがあり、当時の自分はコミュニケーション能力を高くしなければならない立場だったのですが、コミュニケーション能力を高めるというより、むしろ現地社会になじむというくらいに考えていたのです。それは、私がこの事業を評価する上での自覚化されていない思い込みだったので、はっと気づかされた思いです。日本語を学習することはもちろん、コミュニケーション能力を高めるという目的があるのでしょうかけれども、それよりは、社会的に孤立しないという政策目的があるのではないかと感じてしまったのです。ですから、評価するときの切り口は社会的孤立を防ぐということが大事であると思ってしまいました。しかし、多くの委員はそうではなく、日本語能力を高めて地域できちんと暮らせるようにするのが目的だろうと考えていて、その立場から、学習効果を測る調査の実施が必要ではないか、あるいは受講者を次期講師にして継続した方がいいといった意見が多くなっています。その辺、いかがでしょうか。

【委員】

私は全く逆の立場です。行政がなぜこういうことをやるのかということ、事業目的の欄に明記されているように、生活のルールやマナーの問題で生じていることに対して、サポートすることに事業の目的があるわけです。コミュニケーション能力だけを高めるということについては、民間にもいろいろあるわけで、行政が税金を掛けてやる必要はないと私は思っています。私は、日本語学習の卒業生のその後をフォローする必要があるという意見を付けていますが、そういうことをすることで、我々が気付かない部分での効果があるのではないかと思ったのです。言語能力を高めるだけなら民間でやってもらえばいいわけで、何も行政がお金を使う必要はないと思います。

【部会長】

その辺のことについて、所管課がどのくらい積極的かどうかというのはわかりませんね。受講者の学習成果を測る調査が必要かどうかということも、もちろんやった方が良いでしょうが、やるべきかどうかという判断をするに当たって、政策目的が何なのかということが明確になっていないといけません。やはり、政策的な目的を明確にした方が良いでしょう。それから、日本文化になじむということが目的なのかということです。そもそも、日本語の習得そのものに特化しているのであれば、委員のご発言のとおり、民間にもたくさんあるでしょう。皆さんはどのようにお考えですか。

【委員】

私は、「目的又は実績の評価」のところで、日本に住む上でのマナーを守ってもらうということが究極目的なのであれば、言語力習得だけでなく更に何かがないといけないのではないかということを書きました。言語力習得だけでは、マナーを守ってもらえるわけがないと思ったからです。事業目的に書かれているのは、外国籍住民が地域で生活するうえで生活ルールやマナーの問題が生じていて、こうした問題は日本語でのコミュニケーションが困難であることに起因するので、こうした事業を行うということです。そうであれば、

最終目標は生活ルールやマナーを守ってもらうということであり、指標や工夫すべき点などがもっと変わってくるのではないかと思います。

【部会長】

それでは、この事業は政策目的を明確にする必要があって、言語能力を高めることなのか、生活ルールやマナーを守って日本の生活習慣になじんでもらうことなのか、それとも社会的孤立を防止することなのか、どこにどのくらい重点を置くのかを明確してほしいという意見を付けるのはどうでしょうか。

例えば、事業の政策目的が言語能力を高めるのであれば、学習成果を測る調査をすることも必要ではないかと思うし、コミュニケーションを取ることで地域になじんでもらうことであれば、言語能力だけに特化するのはやや不足があるのではないかというようなことを指摘するということです。

【委員】

もし、それを議論したいのであれば、「サービスの負担と担い手の評価」の理由欄に区の見解が書いてありますから、この区の見解は違うのではないかと意見を提起するということになるのではないのでしょうか。私は、この区の見解は良いのではないかと思います。受益者負担についても分析しているし、日常生活で日本語を必要としている方を対象としていると言っているわけで、その日常生活という意味は、事業目的のところに「地域で生活をするうえで生活ルールやマナーの問題が生じています」とありますから、それが目的だろうと、文章上読めるのではないかと思います。

【部会長】

結局、言語能力と、それに関連したマナーやコミュニケーションの問題の両方が政策目的ということですよ。そうであるならば、先ほどご発言のあった学習成果を測る調査は、やってもらった方がいいのではないかと思います。

それと、「目的又は実績の評価」のところで提起されている、卒業生のその後のフォローという問題がありますね。

各項目にたくさん意見が書かれていて、それをどこかにまとめて記載するというのですが、部会として出す意見ではないというものは特になく、各委員の意見については皆さん納得されているようです。ただ、これらを全てまとめるのは難しいかもしれません。

【委員】

すみません。もう一つ気になる点があります。先ほどの「効果的効率的」のところで、ボランティアに日本語学習の支援を行ってもらっていて効率的という表現がありましたが、少し腑に落ちないところがあります。例えば、本当に語学力を上げたいということであれば、わざわざ区民の方をボランティアとして養成して、その方に関わってもらうのは、おそらく本当の意味では決して効率的ではないと思うのです。プロではない方を一から養成するわけですから。しかし、先ほど言われたように、地域になじむといったことが目的としてあるのであれば、また別だと思います。

【委員】

そういうことなのでしょう。ですから、私はこの内部評価の内容を素直に受け取ることができます。言うなれば、マナーの方に重点があるということなのではないでしょうか。

【委員】

ですが、そのことがどこにも書かれていません。どこかにそういうことが書かれていればいいのですが。

【委員】

事業目的にマナーのことについては書かれていますよね。

【委員】

確かに事業目的にはその言葉はあります。ただ、効果的効率的というのはいろいろな取り方があって、言葉を教える上で効率性が高い、あるいはボランティアでお金が掛からないから効率性が高いという捉え方をすることもあるし、地域に溶け込むには、地域の人に教えてもらう方が効率性が高いという捉え方もできます。いろいろな捉え方があるので、やはりそれを明記した方がいいと思います。

【委員】

では、そういう意見の提起にしたらどうでしょうか。

【委員】

そこについて意見を付すことが、一つの切り口になるのではないかと思います。

【委員】

内部評価にそういうことが明確に書かれていないということで、内部評価について指摘をしたらどうでしょう。

【委員】

「効果的効率的」のところで、内部評価の書き方について意見するというのが、今までの議論を総合的に含むことになるのではないかと思います。

【委員】

では、そのようにするというので、どうでしょうか。

【部会長】

そうですね。

【事務局】

すみません。学習成果を測る調査というのは、具体的にはどういうものでしょうか。

【部会長】

テストとかでしょうね。講習の終了後に、達成度テストをするといったようなものです。

【委員】

私はむしろ、講習の中でロールプレイングのようなものを行い、動作も入れて十分に学習できればいいと思います。言語能力が高くないでも、そういうことができればいいと考えていますから。幼児の英語の教育なども、動作を入れて学習しているように思います。

【事務局】

それから、先ほど委員のご発言にあった内部評価の書き方についてですが、この事業の目的が言語能力を高めることにあるのか、あるいはマナーを理解してもらうことにあるのかわからないという内容でまとめていけばよろしいでしょうか。

【部会長】

そうですね。そういうことを中心にまとめていただければと思います。

【委員】

いずれにしても、新宿区第二次実行計画の冊子の 165 ページに、計画事業「地域と育む外国人参加の促進」など一連の多文化共生事業が載っていて、その中に、この「日本語学習への支援」という経常事業があります。だから、この事業は、外国人の方が日本社会になじむためにあるのではないかと、私は理解しました。教育関連の事業はまた別のページに載っているから、この事業は教育的視点からのものではないのだろうと推測したのです。

【部会長】

そこがはっきりしませんよというトーンで意見を書くことにしましょう。もしかしたら、事業目的が明確でないまま中途半端な事業運営をしている可能性もあるわけですから。

それから、もう一つの論点である協働についてです。財団に委託しているという関係も協働に当たるのではないかとする委員もいるなか、そういった外郭団体との連携を協働と評価している課とそうではない課があることが全体のヒアリングを通じてわかりました。区の中で協働についての認識が分かれていることを昨年度指摘しましたが、今年度も徹底されていません。何をもって協働と言うのかということを改めて行政管理課として精査して、所管課に伝えてもらった方がいいのではないかと私は思っています。昨年度はそのことについて報告書に総論的に書きましたが、そのためか、ほとんど実効性がなかったように思います。今年度は、各事業についてその都度指摘をした方がいいのではないのでしょうか。ですので、この事業の場合、財団との連携を協働と考えるか考えないのか、統一してほしいということを協働に対する意見として書いてはどうかと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

すみません。協働についてですが、業務委託に関しては協働と見ておりません。

所管課にはそのように最初に伝えてあります。

【部会長】

それは、行政管理課の考えとして伝えていただいているのでしょうか。

【事務局】

はい。区の立場として、複数の団体が目標を共有し、共有の課題を解決するために協力してやっていくということが協働であるとしているので、その観点からお話ししました。協働には、区とNPO、区と企業、NPOと地域団体等々いろいろな形があります。今回、内部評価を書くに当たり、区と相手方の団体がどうなのかという視点で書いてくださいますようお願いしています。つまり、民間と民間、区民の方と区民の方というような協働について

は捉え切れないので、あくまで区とどこかの団体ということで分析をしてくださいとお話ししています。

【部会長】

それはそうでしょう。ですが、外郭団体も民間ですよ。けれども、その外郭団体に業務委託をするということは協働の概念に含まないのですか。

【事務局】

業務委託や指定管理の場合、区の公金を使いますので、自由裁量がないのです。業務の内容を明確に示した形で委託をします。つまり、委託先の経営に基づいてやっていただく委託と、そうではなく区が委託内容を明確に指定する業務委託の 2 種類があります。協働提案事業のように事業者から提案があつてそのとおりにやってもらって、その分についてお金を払うというやり方ではなく、区が発案して、区が業務の内容を細かく明示する業務委託は協働ではないという考え方です。本来区がやるべきところを、代わりに委託した事業者に指示した内容どおりにやっていただいている、事業者には自由裁量が全くないという委託は、協働ではないという解釈で進めさせていただきました。

【部会長】

わかりました。それは区の中でもはっきりしているということですね。

では、今後もそうした疑問については、それに該当するかどうかをその都度チェックして、協働についての内部評価が妥当かを統一的に判断していきましょう。

【委員】

強いて言えば、業務委託先の団体が更に知恵を働かせて業務委託や指定管理者制度の枠外の部分で協働を組み上げるというケースもないことはないと思うので、もしそういうことをするのであれば、そのことを内部評価に書いてはいけなくてよいのではないのでしょうか。ただ、契約に基づいて忠実に業務を行うものは協働ではないという振分けでいいと思います。

【部会長】

私は、昨年の問題提起として、そうした立場をはっきりさせてほしいと言ったので、それさえはっきりしていただければ良いと思っています。それらを踏まえて、これから点検していけばいいですね。

では、協働についてはこの辺にしておきましょう。

あと、外国籍の住民自身をボランティアにしていこうという努力も必要ではないかという意見もありますが、これも意見として残しておきましょうか。

それから、「多くのボランティア」という表現の件については、まだはっきりしないので、それ次第で、記述する意見も変わってきますね。

では、そろそろ次の事業に入ります。

次は、経常事業 200 番「ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談」です。

委員の評価が分かれているのが、サービスの負担と担い手のところです。「適当でない」

と評価した委員は、その理由について説明していただけますか。

【委員】

これは、内部評価シートの実施方法のところが委託だけになっていますが、事業の内容を聞くと、直営と委託と両方であるのではないかと思い、それで「適当でない」としたのです。

【部会長】

そのことについては、ヒアリングの中で所管課が訂正されたように思いますが。

【事務局】

はい。結局、直営と委託の両方ということになりました。

【部会長】

そうですね。ですから、これは既に訂正されています。

【委員】

そうですか。では、意見は取り下げます。

【部会長】

それでは、これはよろしいですか。

そうしたら、この事業については、全て「適当である」という評価になりました。ただ、ほかにもいろいろな意見が書かれていますので、それについて説明をお願いします。

【委員】

私は、「総合評価」のところで、先ほど申し上げたようなことを書きました。つまり、区として事業を行うということが結構大事であるということです。

【部会長】

どなたも、この事業は重要な仕事であるということをお書きになっているので、委員の総意として、本当に重要な行政課題であるということに記載すればよいでしょう。

ほかはいかがですか。

【委員】

「類似・関連」のところで、ダニ対策も一緒に行えばいいと書きました。

【部会長】

おそらく、根拠法令が異なるから別の事業にしているのではないのでしょうか。

【委員】

私の意見は、ダニはまだ出てきたばかりだから事業の内容に載っていないとしても、ねずみや蜂など異なるものをうまくまとめながら事業展開しているのは良いことだと思います。行政はとかく縦割りになりがちですが、この事業のスタイルは良いということを言いたかったのです。

【部会長】

今のご意見を部会の意見としてもよろしいでしょうか。

では、このご意見を活かすとしましょう。

【委員】

私は、「協働」の欄で意見を書かせてもらいました。商店会や町会の協力を得て事業を行い、そのことで面的な広がりがあって、効果も上がるということで、そういったことが協働なのではないかと思うのです。内部評価には、協働は「対応不可」とありますが、それは違うのではないのでしょうか。

【部会長】

それは私も思いました。先ほどの事務局の説明の趣旨を踏まえると、今回指摘している協働の問題は、地域の方々との協働についてですので、部会で議論してもいいと思いますが、よろしいでしょうか。

それから、「受益者負担」のところにも意見があるようですが。

【委員】

この意見は、「協働」の欄にも書いているように、区が行う部分と民間と協働して行う部分とがありますから、この事業自体に受益者負担という概念が全く発生しないということにはならないだろうと思ったので、意見を付したものです。

【部会長】

では、区として責任を持って事業を実施しているということは大事なスタンスではあるけれども、面的な対応をするために町会や商店会の協力を得ていることは、協働の面も少なからずあるのではないかということを、協働の意見としてまとめて記載するということがでいかでしょうか。

【委員】

それでいいです。

【部会長】

では、この事業はこの辺でよろしいでしょうか。

続いて、経常事業 201 番「水害被災区域の消毒」に入りましょう。

この事業は、評価分かれがありません。意見をお書きになった委員から、何か趣旨を明確にしたい点があればお願いします。

協働についての意見ですが、住民からの情報も重要と言われているので、協働の要素が全くないわけではないということは意見として付けたらどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

そういえば、「その他意見」欄がチェックシートに用意されていますが、ここに載せる意見にはどういったものが想定されるのでしょうか。事務局は、どういうお考えですか。

【事務局】

ほかの事業との関連など、必ずしもその事業で付ける意見ではないようなものを含めて

書く場合などに、「その他意見」欄を使っていただくというイメージです。

【部会長】

それぞれの欄に書いておかしくない意見であれば、そこに書くようにした方がいいですね。その方が、所管課にも伝わりやすいでしょう。「その他意見」として、各委員が意見を寄せられていますが、内容を見ると、「その他意見」ではなく「総合評価」に書かれるべきかと思います。そのように読み取れたのですが、いかがでしょうか。

【委員】

私は、「事業の方向性」について意見を書いています。確かに、「総合評価」についての意見とした方が良かったかもしれません。なぜ「事業の方向性」についての意見としたかということ、新たな事態を想定することが今後大切になるだろうと思ったからです。

【部会長】

今まで想定外だったことを想定内としなければならないという変化の時代にあるから、「事業の方向性」のところに記載しているということですね。これはこれでいいのでしょうか。「総合評価」はこれらの意見でまとめて、「事業の方向性」は、想定外のことが起きつつあるので想定内にしていただきたいということでまとめればいいと思います。

【事務局】

「総合評価」の意見の中で、町会・自治会との協働という意見がありますが、これは「協働」の欄に載せた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

【部会長】

そうですね。これだけ、「協働」の欄の方に移しましょうか。

【委員】

「その他意見」欄に意見を書きましたが、確かに一行目は「総合評価」の方でいいと思いますが、二行目の方はどちらかというと今後の方向性について書きました。とても大切な事業だと思いますが、ずっと続いてきている事業だけに、時代の流れに応じて検証していったほしいという意味合いです。

【部会長】

確か、衛生課の職員の方は専門職が多いと聞きました。ですから、そういう意見は専門家として積極的に受けとめていただけたらと思いますので、「事業の方向性」のところに書くとしましょう。ありがとうございます。

では、続いて、経常事業 203 番「狂犬病予防対策等」に入りましょう。

この事業も評価分かれはありません。それぞれの委員の意見を、部会としての意見とするかについて議論をすればいいと思います。協働に関する意見は結構出ていますね。

【委員】

内部評価では協働を「実施済み」としてはいますが、協働の相手方が獣医師会や日本愛玩動物協会だけになっています。そうではなくて、飼い主とも協働していただけないのではないかと思うのです。

【委員】

先生が書いていることは何ですか。

【部会長】

私は、ペット解禁ということについて書きました。

【委員】

解禁とはどういう意味でしょうか。

【部会長】

ペットを禁止しているマンションでも、ペット解禁を目指す団体が秘密結社的に存在することもある、ということです。それほどまでに、ペットは人生の重要な伴侶であり、問題解決のために地域団体との協働が必要となってくるということです。

【委員】

地域の人々あるいはそのマンションに住んでいる人々の幸せのために、調和する社会をどのようにつくるかというところですよ。

【委員】

経常事業 204 番「人と猫との調和のとれたまちづくり」のような事業が、犬の方にもあるといいですね。

【部会長】

ですから、この二つは似ているのですよね。区民全体で考える必要があり、専門技術的に対応する必要があると思います。

【委員】

そういえば、動物の種類によって管轄が違うというお話があったような気がします。

【部会長】

確か、爬虫類は東京都の管轄だったような気がします。

【委員】

区はどこまでできるのでしょうか。

【部会長】

特定動物、爬虫類などは東京都の管轄ですね。

【委員】

ハトやカラスについても東京都の管轄ということだったような。

【部会長】

東京都が管轄しているから区は何もしないということではなくて、啓発的なことは取り組んでいく、という構図になっていると思います。よくあるパターンですよ。

そういう意味では、狂犬病対策は区で持っている事業なので、法律上の業務だけではなく、区民の啓発を進めるということも重要で、「総合評価」の欄にそのように意見を書いている委員もいらっしゃいますね。「総合評価」の欄の意見の中には「協働」の欄に移しても良さそうな意見がいくつかありますね。

【委員】

そうですね。

【委員】

私は、内部評価の「総合評価」のところに書いてあるのは、狂犬病予防法があるからこういう表現になるのですが、この表現に対して一言言っておきたいと思い、「総合評価」に意見を付けました。

【部会長】

では、委員のその意見は「総合評価」欄に残しましょう。

これで大体まとめられると思いますが、ほかに何かありますか。

【事務局】

「手段の妥当性」欄の意見は、このまま残しておくということでもよろしいでしょうか。

【委員】

これは、法律に基づいて事業を行っているのに、目標値が 70%というのはどうしてかということを考えなければならないと思ったのです。なぜかと考えたときに、100%に近づけていく方法として、啓発があげられるのではないかということで、意見を付しました。

【部会長】

では、部会として今の意見は共有してもいいという感じでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

では、これは部会の意見として、総合評価にまとめて記載することでもよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

次は、経常事業 204 番「人と猫との調和のとれたまちづくり」についてです。

【委員】

私は、内部評価が割合淡々としている感じがしたので、苦勞してここまで到達したのだから、もっと自己評価を高くしてもいいのではないかと思います。

【部会長】

猫が好きな人、嫌いな人がいる中で、非常にうまくやっていますよね。

【委員】

そういうことです。猫が好きな人が一生懸命頑張って、嫌いな人に迷惑を掛けたくない構図になっている。それは、行政が上手に立ち回ったということではないでしょうか。

【部会長】

「協働」のところで、近隣区との連携について意見を付けている委員がいらっしゃいます。猫の移動範囲は大体半径 500 メートルでそれほど広がらないと、ヒアリングの中で説明

されたように思います。もちろん、新宿区とほかの区との境目あたりの区域では近隣区との連携が必要であるという趣旨の意見を、部会の意見として記載してもよいと思います。

【委員】

それは非常にあると思います。境界問題というのは非常にありますよ。境界が大きい通りであれば全然問題にならないとは思いますが、そうではない場合、猫が移動するということはよくあることと思います。

【部会長】

ただ、連携の相手方は行政だけとは限らないと思いますので、「協働」の欄に書かずに、あえて「事業の方向性」の中で、今後の検討課題として書いても良いのではないかと思います。

【委員】

そうですね。

【事務局】

「類似・関連」の意見はいかがでしょうか。

【委員】

私がここで言いたかったのは、自分のペットを可愛がっている方は手術費用を全てご自分で負担されるでしょうから、この補助金の対象は野良猫だけに絞ってもいいのではないかとということです。

【部会長】

その段階まで行っているのでしょうか。実態によって、意見も変わってくるでしょう。

【事務局】

この事業は、東京都から補助が出ています。支給要件等が東京都でも定められているかもしれないので、そこを確認させてください。

【部会長】

その辺の実態を事務局にお調べいただきたいと思います。意見自体は、「類似・関連」のところより、「受益者負担」のところに書く方がよいと思います。

では、次の事業に入りましょう。

経常事業 205 番「ペット防災対策事業」です。これは、評価分かればありませんが、意見の記載がたくさんあります。

【委員】

「サービスの負担と担い手」の欄の意見などは、「協働」の欄の意見と同じような気がします。「協働」のところにまとめて記載した方がよいのではないのでしょうか。

【委員】

協働ということもあるのですが、そもそもサービスの担い手としてもっと主体性が要るのではないかと思います。「サービスの負担と担い手」のところにも意見を書きました。

講習会などを行って参加者を募り、その参加者数を指標としているのですが、それでは、

「自助」「共助」が進まないと思ったのです。ですので、手段自体も更に見直した方が良いでしょう、ひいては参加者数を指標とするのではなく、民間のリーダー養成をするのだから、養成したリーダーの数を指標とした方が良いでしょうと思うのです。

【部会長】

今の意見は、飼い主の主体的意識が重要であるという趣旨で書かれているというわけですが。

【委員】

それで、もっと区民の参画を促すような仕組みにしないと防災意識も啓発されないし、今区が行っていることで本当の目的が達成できるのかと思ってしまいます。

【部会長】

「協働」のところの意見はそのまま、「サービスの負担と担い手」のところにも意見をきちんと書きましょうか。

それで、「目的又は実績の評価」のところで、指標の見直しについて意見をお書きになっていますが、それも趣旨は同じですね。

【委員】

「ペット防災に関して主体性ある行動をとれるペット飼い主の増加」という指標自体は悪くないと思うのですが、その指標の定義が「ペット防災学習会等の参加者数」というのは不思議な感じがします。

【委員】

ということは、そういう自立性を高めるためにどんな指標を設定したら良いと思いますか。それを書いた方が、所管課には伝わりやすいのではないのでしょうか。

【委員】

そうですね。チラシの配布や学習会の開催などを区が行っているようですが、そういうところにも飼い主の方が主体的に入っていけるような枠組にしていかないと、ふさわしい指標は実現しないのではないのでしょうか。

【部会長】

外部評価委員会としての代案を示す必要まではないとすると、学習会の参加者数だけでは主体性ある飼い主を育てる上では不十分なので、指標を工夫してほしいということを行うのはいいのではないのでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

【部会長】

では、そういうことにしましょう。

次に、経常事業 507 番「文化財保護保存調査等」です。意見をお書きになった委員は、問題提起をお願いします。

【委員】

こうした文化財は、新宿区内はいくらでも出てくると思うのです。その文化財の価値によって、保存するかしないか判断すべきではないでしょうか。保存に要する費用も掛かるでしょうから、文化財が発見されたら全て保存するのではなく、あまり価値のないものは廃棄してしまうということも考えた方がいいのではないかと思います。

【部会長】

この事業は、法定受託、都委任、義務的自治、単独自治、これら全てに該当していて、法律的には多様な性格の事業が入り混じっているのです。それで、文化財保護法に基づく法定受託事務もあるのだけれども、区独自の地域文化財認定という仕組みもあるということです。根拠法令のなかに、文化財保護条例があるのですね。それで、文化財保護法に該当しているものを捨てるということはできるのでしょうか。そこを確認しないとなかなか物を言うことができないのですが。条例に基づく新宿区独自の地域文化財の場合は捨てるということができるのかどうか、このあたりがわからないと何とも言えませんね。

【事務局】

確認します。

【部会長】

文化財を捨てるということはそもそもできるのか、できるのであれば、どういう場合に捨てるのかということを教えてもらえると、納得がいく気がします。

それから、公開・閲覧の工夫という意見は残しておきましょう。

あと、予算事業についてお書きになっている委員がありますが、これはどういう趣旨でしょうか。

【委員】

これは、予算事業 507-1 について、調査員の人件費だけを「事業の主たる用途」の欄に載せていて、総事業費に比べて額が非常に少ないのです。そのことについて指摘をさせていただきました。

【部会長】

どちらかという、シートの書き方という問題でしょうか。

それから、「事業の方向性」についても、意見が書かれているようですが。

【委員】

事業の目的の説明がやや簡略であり、文化財をどのように活用するのか、例えば子どもたちの教育に使用するということまで書かれてもいいのではないかと私は思ったのです。それで、「事業の方向性」にそうした意見を付しました。

【部会長】

この経常事業は「文化財保護保存調査等」という事業名で、「調査等」というところからして、単に調査するだけではなく、それを保存し、公開して、啓発するという作業も含まれてくるでしょう。内部評価を見ると、そのように受け取れます。

ですから、評価としては「適当である」とした上で、単に調査するだけの事業ではなく、

公開、活用していくというところも含まれているので、基本施策に「文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信」とあるように、そうしたことをこれからもっと進めていってほしいという意見を付しましょうか。

【委員】

私の言いたかったことは、そういうことです。内部評価からは、調査の後のことがあまり書かれていないので、気になりました。

【部会長】

そういうメッセージを伝えていいのではないのでしょうか。評価自体を「適当ではない」とするのではなく、文化の継承や普及啓発ということにもっと留意してほしいという意見を伝えるということです、それはいいと思います。

【委員】

もう少し文章を整理する必要がありますが、そうした意見を付すということで、私もいいと思います。

【部会長】

「協働」の欄に意見がありますが、内容を見ると、先ほど事務局から説明のあった業務委託についての意見ですので、これは外していただいた方がいいのかもしれません。

そのほか、たくさん意見がありますね。

区民ボランティアの文化財協力員についての意見がありますが、これはどういうことでしょうか。

【委員】

これは、ちょっと自信がなかったのですが、書かせていただきました。

【部会長】

私も、彼らがどういう人たちなのか、よくわかりませんでした。

【委員】

内部評価には、「区民ボランティアである『文化財協力員』への指導・助言等は行っています。」とあります。この文面からは非常に消極的な印象を受けました。この事業の啓発部分に、こうした方々のお力をいただくという方向にもっていけないだろうか、という思いです。

【部会長】

では、この意見は残しておきましょう。

あと、「その他意見」欄にいろいろ意見がありますが、これはどういう趣旨でしょうか。

【委員】

「事業費の主たる使途」として調査関係の費用しか書かれていなかったのも、それだけの事業だと思ってしまいました。ただ、調査をしていけば文化財は手元に蓄積されていくわけで、それらの保存費用がその先ずっと掛かっていくはず。その部分を表現した内部評価になっていないのが気になりました。保存については別事業で行われているという

ことであれば、その事業との連携状況ということも表してほしいし、そうでないならば、そもそも内部評価にその辺のことをもっと示してほしいです。そうした趣旨で意見を書かせていただきました。

【部会長】

この内部評価は、調査が主体である事業のように見えてしまうかもしれませんね。文化財の廃棄についての回答が返ってきた後に、この辺の意見をまとめましょう。

では、この議論はここまでにしましょう。

次に、「類似・関連」のところで、関係部署との連携による計画的な調査という意見が書かれています。再開発事業の情報共有などをしていれば、こういうことはある程度可能なのでしょうか。

【委員】

再開発というのは、実際に始まるまでに相当時間がかかっているはずですよ。規模が大きいものは、特にそうでしょう。ですから、そうした事業の進行に合わせて、計画的に調査を行うというような方向に持っていくことはできるのではないかと思います。

【事務局】

計画的かどうかはわかりませんが、建物建てる時や取り壊すときに、必ず試掘調査を行い、何か発見された場合には本掘調査を行うはずですよ。そういう意味では、建物を建てる開発の計画の中に、埋蔵文化財の調査はスケジュールの中に必ず入れていると思います。

【部会長】

この意見は、そうした評価がほしいということで、関係部署と連携して、計画的に調査を行っているということも評価のポイントなのではないか、という趣旨でしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

確かに、ほかの課と関連していますね。では、これは部会の意見として残しましょう。

【委員】

もうちょっとうまく表現できればいいのですが、要は、こういうことも重要なポイントだと思うのです。全然触れていないことが、少し気になりました。

【部会長】

表現については少し調整させていただきます。

では、次の事業に入りましょう。経常事業 239 番「介護保険料の収納対策等」です。「総合評価」において評価が分かれています。問題提起をお願いします。

【委員】

滞納額の収納金額向上の欄ですが、もとの滞納額が書いていないから、どのくらい有効かどうか分からないということで、「適当でない」としました。予算事業シートにしても、具体的な数字が出てこないの、一生懸命にやるというだけで、どれほど効果的なのかと

ということが見えてこないのです。

【部会長】

滞納額全体が出てないということですね。それも事務局に確認してもらいましょうか。

【事務局】

わかりました。確認します。

【部会長】

あと、納付相談員が協働に当たるのかということについて意見をお書きになっている方がいますが、区に雇用されている以上、協働とは言えないということになるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。

【委員】

先ほど事務局から説明された定義に従えばそういうことなのでしょう。

【委員】

納付相談員のほかにも、コンビニ収納がありますよね。あれはとても便利だと褒めたたえたいのだけれども、コンビニは実際どの程度機能しているのでしょうか。

【委員】

予算事業シートのコンビニ収納業務委託に、対象数 5 億 7,393 万円に対して 1 億 7,152 万円収納したという実績がでていますよね。

【委員】

結局こういうのは、払う人は何だかんだ言って払ってくれるのだけれども、払わない人、滞納する人はどうしても払おうとしなくて、それを説得して払わせるのが非常に大変で、その実績はどの程度なのかというのを聞きたいですね。

滞納してしまえば、もうコンビニで払うことはしないでしょう。

【委員】

おそらく、滞納する人には、説明したり説得したりしているのだと思いますよ。

【部会長】

それで、ほかの部署と連携すべきという意見をお書きになっている委員が複数いらっしゃいます。先日のヒアリングのときなどは、なかなか連携しにくいというお話だったのですが、連携しにくい事情はどのようなかということ詳しく聞けませんでした。ですから、あのヒアリングを受けて、「類似・関連」のところで連携強化をすべきであるという提言をしてもいいのではないのでしょうか。

【委員】

困難な理由には、個人情報などいろいろあるのでしょうか。あのとき所管課から説明があったのが、制度の趣旨に詳しい人を相談員にしていって、それで制度の趣旨を説明するというようなことを言っていたように思います。そこから更に踏み込んで、当該者の生活設計の相談というようなこともできれば、効果が上がるのではないかと思います。ただ、そう

した場合、個人情報の問題が出てきますので、そのあたりがなかなか難しいと思います。

【部会長】

そういった趣旨の提言をするのはよろしいのではないかと思います。

では、次の事業に入りましょう。経常事業 240 番「介護サービス事業者の質の向上」です。これは二つの項目で意見が異なっています。問題提起をされている委員はご説明をお願いします。

【委員】

私が書いたのは、経常事業 240-1 のシートに事業活動実績数や対象数の将来予測が載っていますが、そもそも表彰する法人の将来予測を横ばいとされていることに疑問を感じているということです。当然に増えていくことを目指してはいないのでしょうか。

【委員】

介護保険サービス事業所表彰のことですね。

【部会長】

そういう表彰は横ばいでいいというか、数は決まっているのではないのでしょうか。

【委員】

一定水準をクリアしたところを表彰しようというのであれば、その水準をより多くの事業者がクリアしたのであれば、事業者の質の向上が図られたと思うのですが。

【部会長】

表彰という以上は、該当なしということも当然あるでしょう。

【委員】

もし、今委員が言われたようなことで指摘したいのならば、この表彰制度で質は上がらないのではないかとということで意見を付けることになるのではないのでしょうか。

【委員】

やり方次第だと思います。

【委員】

表彰とは、1 位 2 位 3 位を決めるというようなものを表彰と言うと思うのです。ただ、先ほど委員が言われた、例えば 60 点以上をとったら、80 点以上をとったら、というのはいくつでもあり得るでしょう。それは表彰とは違うのではないのでしょうか。

【部会長】

これは、先駆的で優秀な支援実践事例に対して区長が表彰を行うという仕組みのようです。おそらく、制度の枠としては毎年 3 件などと決め、選定して、本当に何もないと該当なしというようなものが表彰制度だと、私は理解しました。ですから、表彰数が横ばいであることが問題になるのが、むしろ不思議な気がします。

【委員】

ですから、そのところは、先駆的な事例の表彰とは別に、多くの施設の質を上げるべく、一定水準以上のところについては「優良」ということがわかる形にしてほしい、とい

うような意見でまとめればいいのではないのでしょうか。

【部会長】

いや、おそらく行政側の立場に立って考えると、一定の水準をクリアしているのは当たり前であって、それを表彰するのはおかしいと考えるのではないかと思います。求められている水準以上の120%のところを達成したら表彰というような、そういった基準を守ってさえいればいいのではないかという話になりそうな気がします。

【委員】

そもそも、この内部評価を見て、これで事業者の質は向上するののかという疑問を感じます。この指標で、協議会に入っている法人が増えれば質が向上すると言ってもいいのだろうか、そういういろいろな疑問が湧いてきました。そうした視点で見るものだから、表彰の件についても先ほど申し上げたような問題提起をしたのです。それはいいとしても、この指標で質の向上が測れるというのはおかしいと思うのです。

【部会長】

そうですね。指標が適切でないということですね。協会に加入するというのは、おそらく、ある種質の向上につながるようには思いますが。

【委員】

主な活動実績といっても、研修を実施して講師謝礼を補助した、会議のサポートした、表彰したとあって、このことで事業者の質が向上したと言えるのかどうか。

【部会長】

そこも「改善が必要」と言っていますね。

【委員】

事業者の質の改善というのであれば、PDCAサイクルが十分に機能していなければならないと思います。評価があつて、その評価で足りない部分を改善して、初めて質が向上したと言えるのに、この事業はそうであるとは受け取れません。そこに、違和感があつたのです。

【部会長】

そういう意味では、内部評価で「効果的効率的」を「改善が必要」としていることは、指標も含めて見直しということにつながるのではないかと考えると、「目的又は実績の評価」のところもやはり「改善が必要」になるのではないのでしょうか。

【委員】

いえ、むしろ、もっと抜本的な改善はないのかと感じています。

この事業名から事業内容にすごく期待をしていたのですが、内部評価を見たら拍子抜けしてしまいました。もし、この指標だけで事業成果を測るのであれば、この事業名の役目・役割が本当に機能するとは思えないのです。

【部会長】

私は、義務的自治となっているということは介護保険法に何か規定があるのではないかと

と思いました。あのとき、余り追求をしなかった、別な事業の話だったかもしれませんが、介護保険法に事業者の質の向上について何かしないといけないという条文があるのではないかと思うのです。その条文を受けて事業を実施しているという気がします。

それで、委員がおっしゃるように、区民の目線から見ると、事業名に比べ中身が足りないとお感じになる、そういう構造ではないかと思います。ですから、もう少ししっかりしたことをやってほしいと言いたくなるのでしょうかね。

【委員】

でも、一方で、冷静な目で見ると、年間予算 170 万円ですから、そんな大きなことはできないと思います。

【部会長】

やはり、介護保険法に根拠表記があるのではないかという気がします。その条文の書き振りによっては、十分のことをやっているという話になる可能性もあるでしょう。それで、区民目線から見ると、この事業名でこれだけというのはないだろうと思いたくなるということはあると思います。その視点は大事にしたいと思いますが、義務的自治となっていて、法律が要請している中身が何なのかということを確認しないと前には進めませんね。

【委員】

確かに、事業の目的のところに書いてあるのは、今先生が言われているように崇高なことが書いてあるわけです。ところが、事業概要を見ると、委員が言われるように、協議会の運営や表彰ということだけが書いてあります。私は、その両者のギャップをギャップとして言うだけでは仕方がないと思って、「効果的効率的」のところや、「目的又は実績の評価」のところで意見をつけました。事業者の質の向上というのは、区民のための質の向上だから、区民が判断できるような形に持っていってくればこの目的は達するから、そういうようなことに役立つ情報の開示をしてください、という意見を書きました。

【部会長】

やはり、本当に質の向上を図るのであれば、区としてもっといろいろなことができるし、しなければならないはずではないかということなど、区民として思うことを基本に評価をしたいと思いますが、まずは、介護保険法に何て書いてあるのかを事務局に確認してもらいましょう。その上で、評価の方向性を判断したいと思います。

今日はこれで終わります。では、お疲れさまでした。

<閉会>